

1 審査会の結論

処分庁が、令和6年4月19日付け6調福障発第190012号で、審査請求人に対して「5調福障発第2520007号（令和5年12月8日）で開示したケース記録」を不訂正決定とした処分は妥当である。

2 本件の経緯

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、保有個人情報開示請求書を処分庁に提出し、「セルフプラン、市とご本人がやりとりした記録、手帳取得後のやりとりすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
処分庁は、令和5年11月9日付けでこれを受理した。
- (2) 処分庁は、本件開示請求について、法第82条第1項の規定により保有個人情報部分開示決定処分（以下「本件部分開示処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件部分開示処分によって開示された自己を本人とする保有個人情報の内容に不足があると主張し、法第91条第1項の規定により保有個人情報訂正請求書を処分庁に提出し、訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
処分庁は、令和6年2月16日付けでこれを受理した。
- (4) 処分庁は、本件訂正請求について、法第93条第2項の規定により、保有個人情報不訂正決定処分（以下「本件不訂正決定処分」という。）を行った。
- (5) 審査請求人は、本件不訂正決定処分を不服とし、審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を審査庁に送付し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
審査庁は、令和6年4月25日付けで本件審査請求を受理した。
- (6) 処分庁は、行政不服審査法第29条の規定により、弁明書（以下「本件弁明書」という。）及び証拠資料を審査庁に提出した。
審査庁は、令和6年6月10日付けで本件弁明書及び証拠資料を受理した。
- (7) 審査請求人は、審査庁に対し、行政不服審査法第30条の規定による反論書の提出はせず、口頭意見陳述を希望する旨を申し出た。
- (8) 審査庁は、審査請求人からの申出を受けて口頭意見陳述を実施した。
- (9) 令和6年7月30日、審査庁は審査請求人に対し、口頭意見陳述の際に審査請求人から証拠として提出意向が示された、審査請求人と処分庁のやり取りの録音データが保存されている携帯電話端末2台について、令和6年7月19日付けで証拠として提出され、その場で審査請求人に返還したものとして取り扱う旨を通知した。
- (10) 審査庁は、期限内に審査請求人及び処分庁から補充的書面の提出がなかったことから審理を終結し、調布市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月20日条例第29号）第6条第2項の規定により、調布市個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に諮問（以下「本件諮問」という。）を行い、諮問書とともに本件審査請求書及び関係資料（以下「本件諮問書等」という。）を当審査会に提出した。

(11) 当審査会は、令和6年9月27日付けで本件諮問書等を受理した。

3 本件審査請求の内容

(1) 本件審査請求の趣旨

「本件処分の取消しを求める。」との裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

本件記録は、審査請求人が記録及び記憶している内容よりも過少であるため、審査請求人所有の録音テープを提供し、録音データが読み取れない場合は更なる情報提供を行う意思を示しているにもかかわらず、記録を訂正しないこと、記録の作成が職員個人の判断に委ねられていることは不当である。

4 処分庁による本件弁明書の趣旨

処分庁による本件弁明書の趣旨を要約すると、以下のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 本件審査請求に対する弁明

ケース記録に記載する内容については、法律上の定めはなく、相談内容に応じた生活状況や支援方針支援経過等様々な内容を記載することができる。処分庁におけるケース記録は、市民とのやり取りすべてを記録しているわけではなく、サービスの利用の必要性の可否と支給量の判断及び支援にあたる職員の情報共有に利用するために必要と判断したやり取りを記録している。

本件訂正請求において、審査請求人の主張する内容の記録がないことは、サービスの利用の必要性の可否と支給量の判断にあたる職員の情報共有に影響しないと判断したため、本件処分に至った。また、本件処分によって審査請求人が不利益を被る恐れはない。

5 審査会の判断

(1) 判断にあたっての基本的な考え方

法第90条第1項では、「何人も自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。」と規定している。

本件訂正請求は、審査請求人から音声記録の提出を受け、単に開示を受けていない情報があるということではなく、ケース記録の記載が事実でないとして追記を求めるものである。

本件審査請求では、本件訂正請求に対して「不訂正決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

審査会は、この基本的な考え方に立って保有個人情報の訂正を求める権利が侵害されることのないよう法を解釈し、及び審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

(2) 処分庁の判断の妥当性について

本件審査請求において、審査請求人は、市が保有している記録の内容が、審査請求人が記録及び記憶している内容よりも過少であるため、記録の訂正を求めている。

これに対して、処分庁は、審査請求人の主張する内容が、提出された音声記録にないこと及び、審査請求人の主張する内容をケース記録に記載しないことが、サービスの利用の必要性の可否と

支給量の判断及び支援にあたる職員の情報共有に影響しないことから、本件審査請求の棄却を主張している。

よって、本件審査請求においては、記録がないこと及び、審査請求人が訂正を求めている内容がケース記録の利用目的の達成に影響がないことから不訂正とした処分庁の判断の妥当性について審査を行う。

ア 保有個人情報の訂正義務について

法第92条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定されている。

イ 本件訂正請求に係る保有個人情報の利用目的について

ケース記録は、市民とのやり取りすべてを記録するものではなく、サービスの利用の必要性の可否や支給量の判断、支援にあたる職員の情報共有に利用するための資料として利用される。

ウ 本件訂正請求に係る保有個人情報の訂正の要否について

審査請求人が訂正を求める記録は8件あり、全てケース記録に追記を求める内容である。

そのうち4件については、審査請求人から提出された音声記録に記録がなかった。

また、処分庁と審査請求人が対面及び電話にてやりとりをした4件の記録については、提出された音声記録に記録があったことを処分庁が確認している。

審査請求人が訂正を求めるケース記録のうち、音声記録がないものは事実確認ができないため訂正する理由がないものであるが、音声記録がある内容についても、全てを記録するというのは現実的ではなく、ケース記録の利用目的の範囲内でなければ訂正の対象とはならない。

ケース記録の利用目的は、上記イのとおりであるため、請求人が主張する内容の音声記録が存在することを理由に訂正に応じることは保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるため、訂正を要しない。

本件請求時における処分庁の説明等を踏まえると、サービスの利用の必要性の可否と支給量の判断及び支援にあたる職員の情報共有に影響しないとする処分庁の説明に、特段不自然な点はない。

ケース記録に記載する内容の判断については、法律上の定めはなく、相談内容に応じて担当者が判断する性質のものであるとの処分庁の説明を踏まえると、記録作成者が記録の利用目的達成のために不要と判断した内容について、審査請求人が追記を求める請求には理由が認められない。

エ 総括

以上のとおり、本件請求に対する訂正しないこととした本件処分は妥当であり、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 当審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問について以下のように審査を行った。

令和6年9月27日 審査庁から本件諮問書等を受理

令和6年12月23日 個人情報保護審査会（令和6年度第2回）

令和7年4月24日 個人情報保護審査会（令和7年度第1回）

調布市個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	田辺 一男	弁護士
副会長	増田 径子	弁護士
委員	小山 宇一	市民
委員	三浦 詩子	市民
委員	水戸 和幸	大学教授